

福津市の現状分析

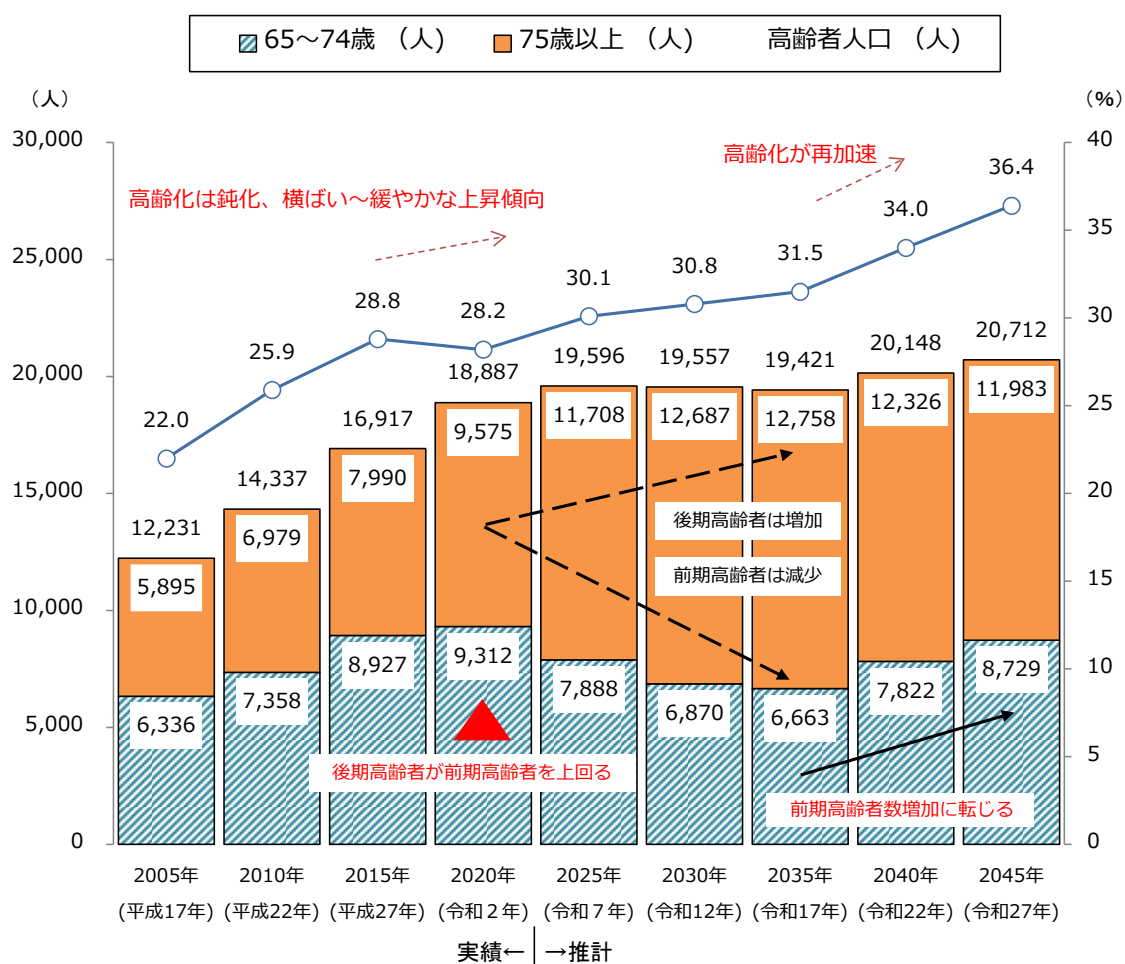
1. 本市における高齢化率及び高齢者数の推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の高齢化は2035年まで緩やかに進行するものの、2035年以降は再び高齢化が加速することが見込まれています。

これまで増加し続けてきた前期高齢者（65～74歳）が2020年を境に減少に転じる一方、後期高齢者（75歳以上）が増加することで、高齢者数は2035年までおおむね横ばいで推移することが見込まれています。

2035年から2045年にかけての高齢者数の増加は、「団塊ジュニア」世代が順次65歳以上となることで前期高齢者が増加するためです。

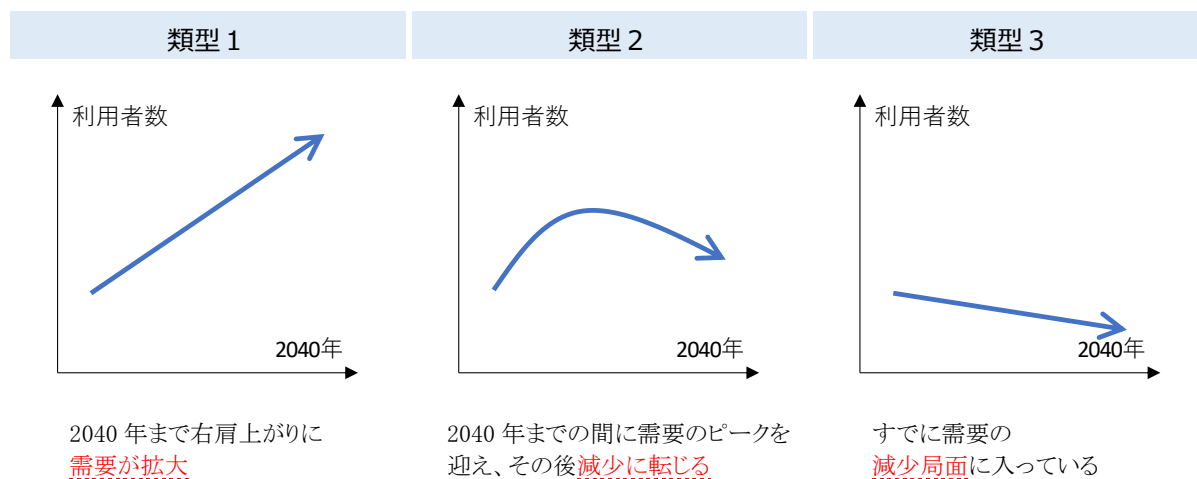
図表 1 高齢者の将来推計



(出典) 2000年～2020年まで：総務省「国勢調査」、2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」をもとに作成

2. 本市におけるサービス受需給の類型

第8期介護保険事業計画の基本指針によると、サービス基盤・人的基盤の整備に関連して、今後の地域におけるサービス需要動向は下記3つの類型に分けられると指摘されています。



図表1では、2035年まで高齢者数はほぼ横ばいで推移するものの、高齢者全体に占める後期高齢者の割合が増加することや、2035年以降、全体の高齢者数が再び増加に転じることなどから、本市は上記類型のうち「類型1」に相当するものと判断できます。

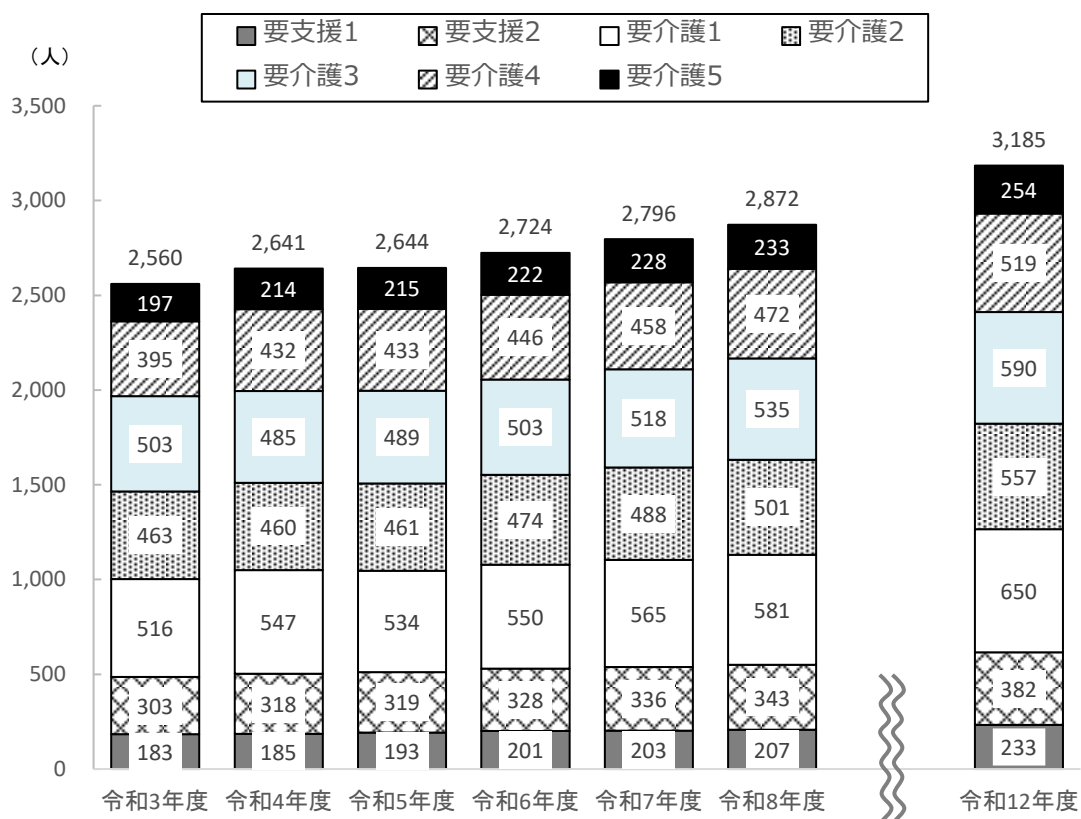
このことから、今後も介護需要はおおむね拡大することが見込まれます。

3. 要介護認定者数の推計

本市の要介護認定者数は下記に示すとおりであり、令和5年度以降、緩やかに増加する見込みです（図表2）。

なお、今後、令和5年度の実績が積み上がることにより、より精度の高い推計が可能となりますので、これはあくまで現時点の暫定的な推計結果です。第9期介護保険事業計画における最終数値は変わりますが、緩やかな増加という傾向自体に変更はありません。

図表 2 要介護認定者数の推計



（出典）地域包括ケア「見える化」システムの推計機能を使って推計（暫定版）

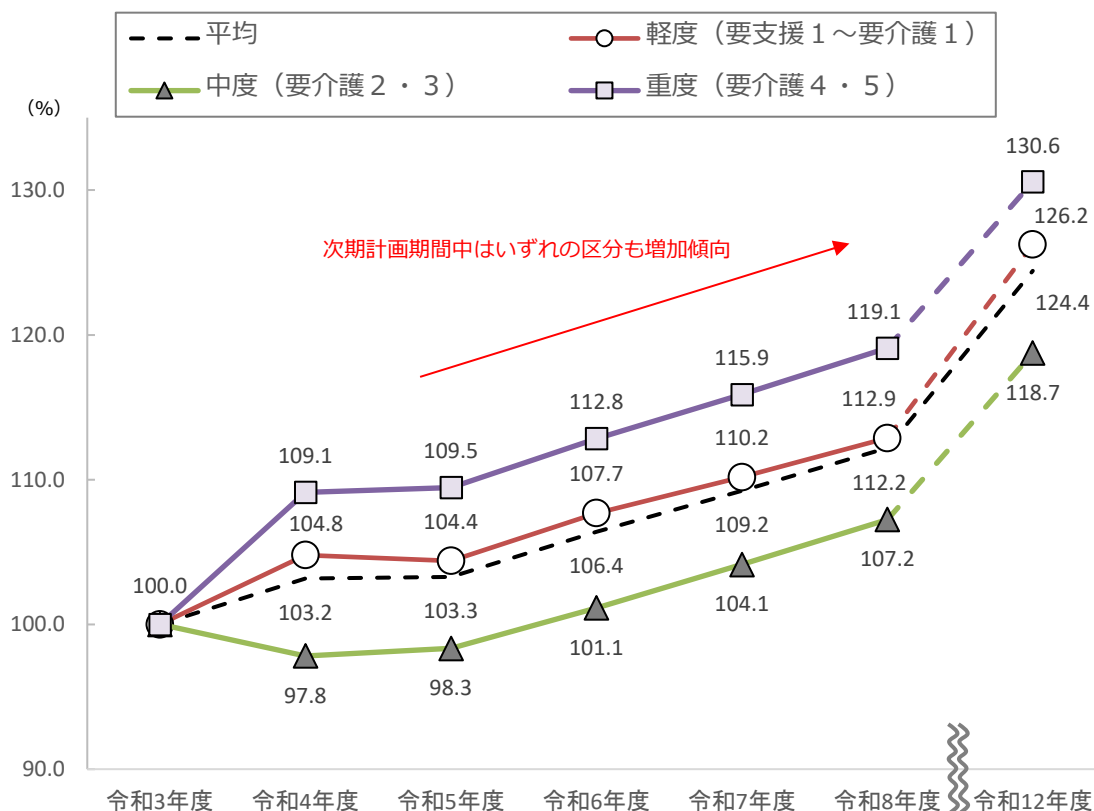
推計の基礎となる人口は、令和元年から令和4年の各年9月末の住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法により推計。

令和3年度は「介護保険事業状況報告」年報、令和4年度は「介護保険事業状況報告」月報12月分、令和5年度は「介護保険事業状況報告」月報5月分の数値。

令和3年度の認定区分ごとの認定者数を基準として、令和12年度までの推移（比率）をグラフ化しました（図表3）。

認定区分を軽・中・重度に分類すると、第8期計画期間中は横ばいであった中度者（要介護2・3）も含め、第9期計画期間中は全ての区分で増加する見込みであることがわかります。

図表3 認定区分ごとの認定者（比率）の推移



(出典) 地域包括ケア「見える化」システムの推計機能を使って推計（暫定版）

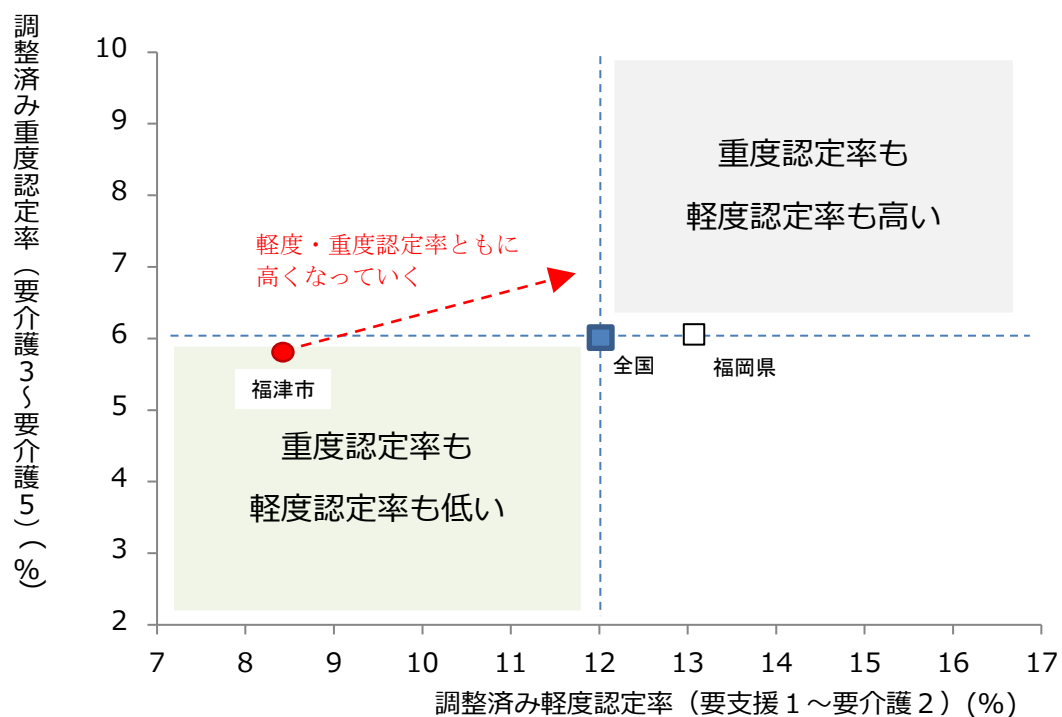
推計の基礎となる人口は、令和元年から令和4年の各年9月末の住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法により推計。

令和3年度は「介護保険事業状況報告」年報、令和4年度は「介護保険事業状況報告」月報12月分、令和5年度は「介護保険事業状況報告」月報5月分の数値。

令和3年度現在、本市は国、県平均と比べて、要介護2以下の調整済み認定率※（軽度）が特に低い状況となっています（図表4）が、今後、後期高齢者の増加が見込まれていることから、重度認定率も軽度認定率もともに高くなる可能性が考えられます。

なお、給付月額に占める重度者分の割合は42.4%、中度者分の割合は41.5%となっており、合わせて83.9%が中・重度者によるものです（図表5）。本市においては、特に重度者の増加比率が高くなる見込みであることから、今後、給付費が増大することが考えられます。

図表 4 調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布

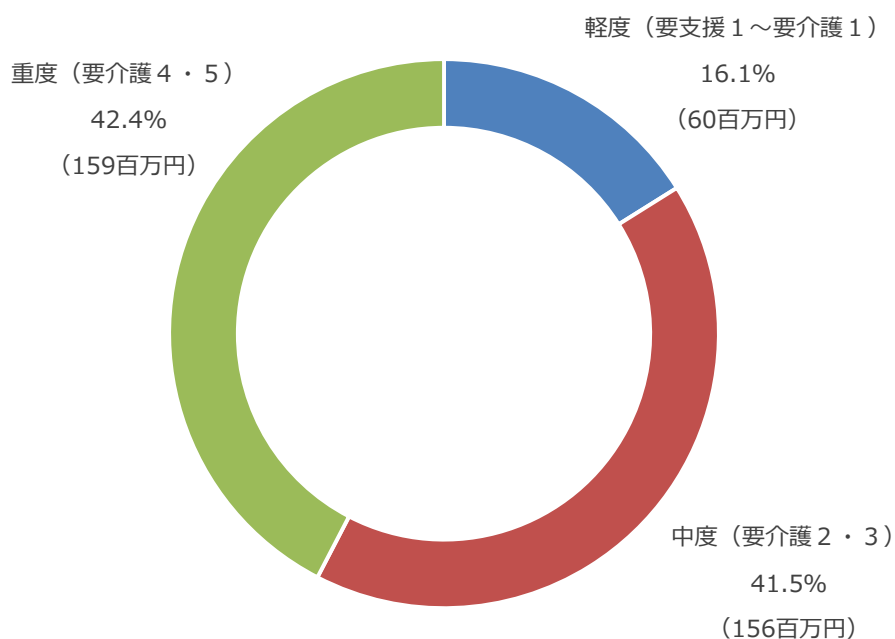


(出典) 地域包括ケア「見える化」システムのデータに基づき作成(令和3年度)

※ 調整済み認定率

要介護認定率は、第1号被保険者の性及び年齢構成によって大きく影響を受けません。国や県、他自治体と比較する際には、自治体がコントロールすることができない性、年齢構成の要素の影響を排除し分析しています。

図表 5 給付月額額の認定区分別内訳



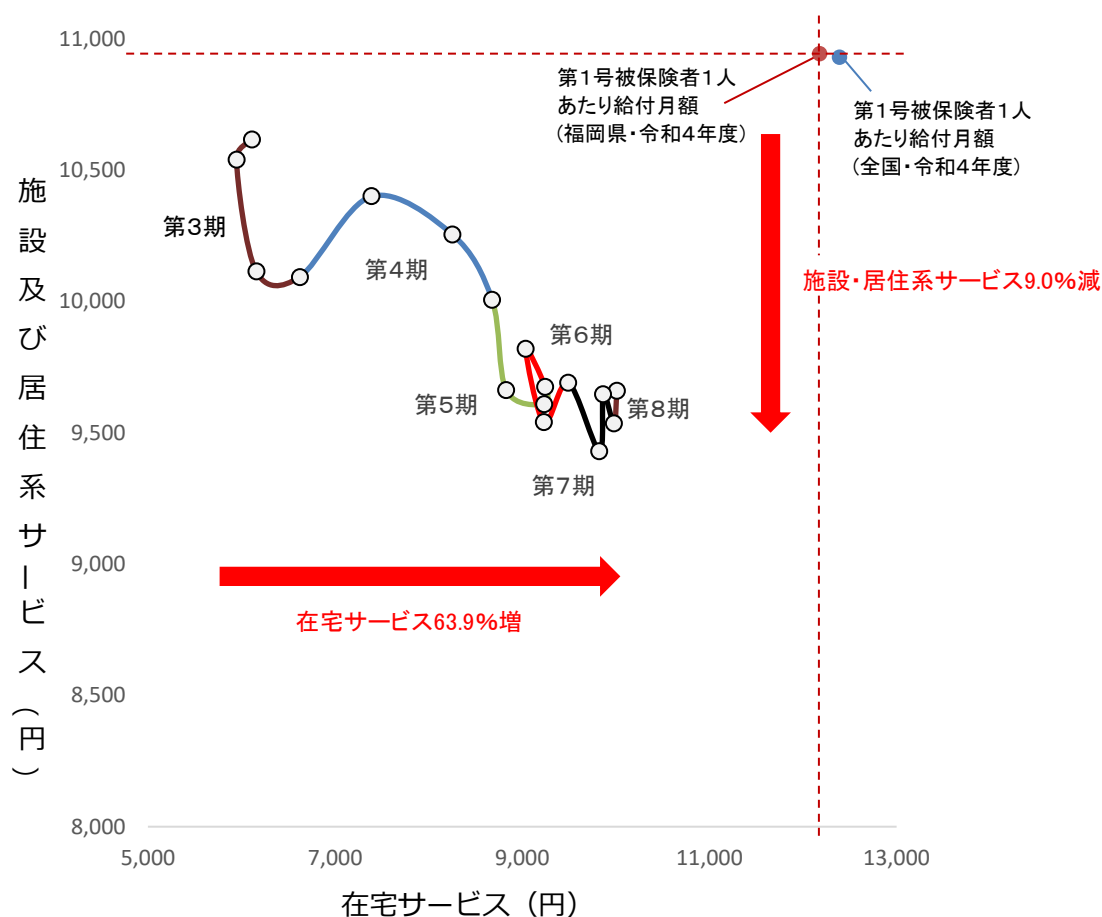
(出典) 「介護保険事業状況報告」月報 (令和4年12月分) をもとに作成

4. 第1号被保険者1人あたりの給付月額推移

第1号被保険者1人あたりの給付月額は、第3期計画開始年度（平成18年度）では在宅サービスが6,110円、施設及び居住系サービスが10,617円でした。第3期計画から第8期計画にかけて、在宅サービスの第1号被保険者1人あたりの給付月額は63.9%増加していますが、施設及び居住系サービスは9.0%減少しています。

令和4年度の県の第1号被保険者1人あたりの給付月額は在宅サービスが12,177円、施設及び居住系サービスが10,943円であることを踏まえれば、本市は在宅サービス、施設及び居住系サービスともに、県の第1号被保険者1人あたりの給付月額よりも低くなっていることが分かります。

図表 6 本市の第1号被保険者1人あたりの給付月額推移



(出典) 地域包括ケア「見える化」システムのデータに基づき作成

※ 施設サービス

施設に入所して受けるサービスで、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養型病床群など）に加え、2018年4月より新たに法定化された介護医療院の4種の施設のことです。

※「介護療養病床」は廃止され、「介護医療院」へ転換されることとなります（移行期限は2024年3月）。

※ 居住系サービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム、ケアハウス）等のことです。

※ 在宅サービス

自宅で生活をしながら受けるサービスのことです。

5. 受給者1人あたりの給付月額（在宅及び居住系サービス）

令和4年度における本市の受給者1人あたりの在宅及び居住系サービスの給付月額は150,667円であり、県（129,252円）と比べて16.6%（21,415円）高くなっています。要介護度別に見ると、要介護2～5の受給者1人あたりの給付月額が高くなっていることが分かります。

図表 7 要介護度別・受給者1人あたりの給付月額（円）

	福津市	福岡県	割合
要支援1	1,282	2,254	56.9%
要支援2	3,749	4,321	86.8%
要介護1	28,614	30,488	93.9%
要介護2	34,005	28,527	119.2%
要介護3	37,009	26,204	141.2%
要介護4	31,137	23,175	134.4%
要介護5	14,870	14,282	104.1%
全体	150,667	129,252	116.6%

（出典）地域包括ケア「見える化」システムのデータに基づき作成

※ 在宅及び居住系サービス（令和4年度）

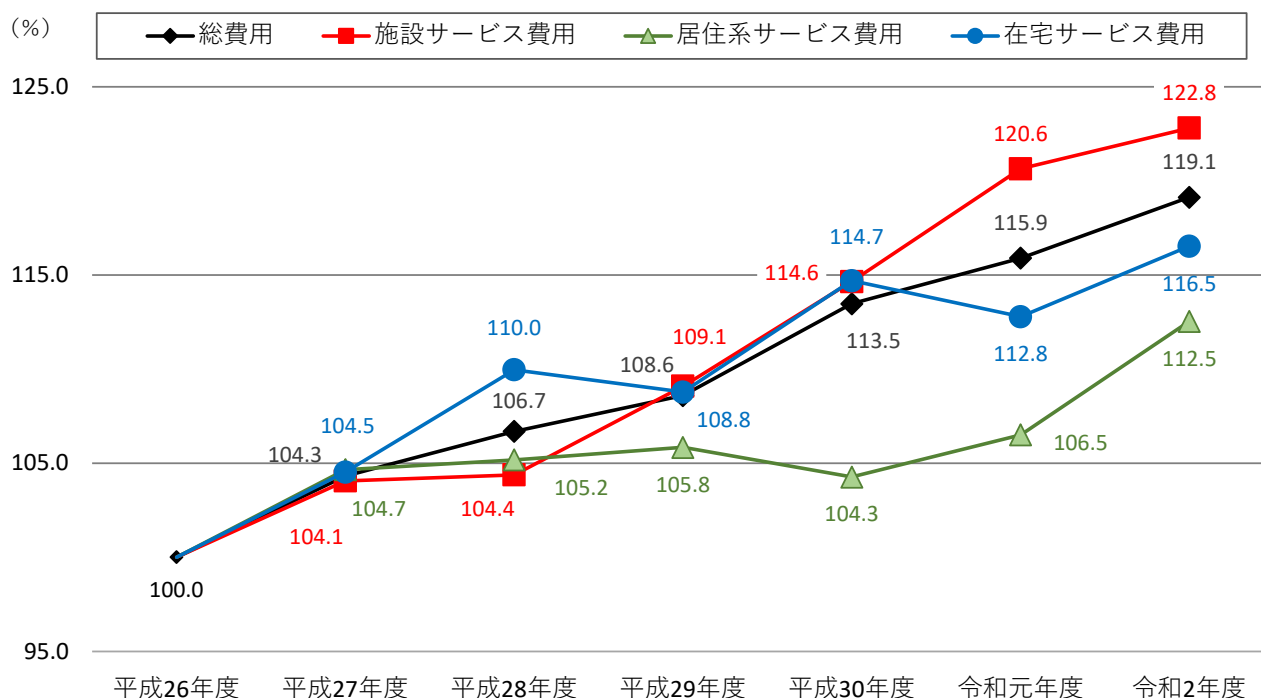
6. 介護費用額の推移

介護費用額について、平成 26 年度を 100.0 とした場合の各年度にかかる費用額の推移をグラフにまとめました（図表 8）。

図表 8 をみると、総費用額は年々増加傾向にあることが分かります。

サービス種別に見ると、施設サービス費用の上昇率が最も高く、平成 26 年度から令和 2 年度にかけて約 1.23 倍となっています。一方、在宅サービス費用は、平成 26 年度から 28 年度にかけての伸びは最も高くなっていましたが、その後微減と増加を繰り返しながら、令和 2 年度は平成 26 年度の約 1.17 倍となっています。また、居住系サービス費用は、平成 27 年度以降横ばいで推移していましたが、令和元年度から上昇に転じています。

図表 8 総費用額とサービス種別の費用額の推移



(出典) 地域包括ケア「見える化」システムのデータに基づき作成